

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2005-279163(P2005-279163A)

【公開日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-101978(P2004-101978)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 6 D

A 6 3 F 7/02 3 1 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月27日(2007.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立により、遊技球を受け入れない第1状態と、遊技球を受け入れ易い第2状態とに変換する変動入賞装置と、該変動入賞装置の下方に配設される入賞口と、を備えた遊技機において、

前記変動入賞装置は、

凹室を有するとともに、該凹室の奥側面上部に入賞口となる開口部を有する平板状の取付ベースと、

前記凹室内両側部に軸着され、凹室内に嵌入状態になる平板状の開閉部材とからなり、前記開閉部材は、

軸部上部の開閉部と、軸部下部の案内部と、を有し、

前記開閉部材を第2状態である転倒状態に変換した際に、前記開閉部が凹室内へ侵入して該開閉部と開口部によって区画される入賞領域に、前記案内部により案内された遊技球を導入可能とし、

一方、前記開閉部材を第1状態である起立状態に変換した際に、前記開閉部材が入賞口への遊技球の入賞を阻止するように構成し、

前記案内部に壁部を立設し、開閉部材が第1状態において、前記壁部の内側面が遊技球の転動面となるようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記入賞口の真上に当たる前記壁部の内側面に、球案内凹部を形成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記壁部に曲率を持たせて凹曲面としたことを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記壁部として、前記案内部の外周縁に下側壁部を立設するとともに、前記下側壁部より上方に上側壁部を立設してこれらの間が停留部となるように構成し、

前記第1状態においては前記上側壁部の上面を遊技球の転動面とするとともに、前記第2状態においては前記停留部に遊技球を停留可能としたことを特徴とする請求項1から3

のいずれかに記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上記に鑑み提案されたものであり、請求項1に記載のものは、所定条件の成立により、遊技球を受け入れない第1状態と、遊技球を受け入れ易い第2状態とに変換する変動入賞装置と、該変動入賞装置の下方に配設される入賞口と、を備えた遊技機において、

前記変動入賞装置は、

凹室を有するとともに、該凹室の奥側面上部に入賞口となる開口部を有する平板状の取付ベースと、

前記凹室内両側部に軸着され、凹室内に嵌入状態になる平板状の開閉部材とからなり、前記開閉部材は、

軸部上部の開閉部と、軸部下部の案内部と、を有し、

前記開閉部材を第2状態である転倒状態に変換した際に、前記開閉部が凹室内へ侵入して該開閉部と開口部によって区画される入賞領域に、前記案内部により案内された遊技球を導入可能とし、

一方、前記開閉部材を第1状態である起立状態に変換した際に、前記開閉部材が入賞口への遊技球の入賞を阻止するように構成し、

前記案内部に壁部を立設し、開閉部材が第1状態において、前記壁部の内側面が遊技球の転動面となるようにしたことを特徴とする遊技機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2に記載のものは、前記入賞口の真上に当たる前記壁部の内側面に、球案内凹部を形成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3に記載のものは、前記壁部に曲率を持たせて凹曲面としたことを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の遊技機である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4に記載のものは、前記壁部として、前記案内部の外周縁に下側壁部を立設するとともに、前記下側壁部より上方に上側壁部を立設してこれらの間が停留部となるように構成し、

前記第1状態においては前記上側壁部の上面を遊技球の転動面とするとともに、前記第2状態においては前記停留部に遊技球を停留可能としたことを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の遊技機によれば、次のような優れた効果を奏する。

即ち、請求項1に記載の発明によれば、開閉部材が第2状態である転倒状態に変換した際に、開閉部が凹室内へ侵入して該開閉部と開口部によって区画される入賞領域に、前記案内部により案内された遊技球を導入可能となる一方、開閉部材の案内部に壁部を立設することにより、開閉部材が第1状態である起立状態に変換した際に、壁部の内側面で遊技球を転動させることを可能となるので、多機能で新規な開放構造の開閉部材を有する変動入賞装置を構成することができ、遊技の興趣を高めることができる。

また、変動入賞装置の下方に入賞口を配設することにより、壁部の内側面を転動する遊技球を該入賞口に誘導する機能、即ち、いわゆるセンターケースのステージのような機能を有し、遊技の興趣を高めることができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項2に記載の発明によれば、上記請求項1の効果に加えて、壁部の内側面に凹部を形成することにより、より効果的に遊技球を下方の入賞口へと誘導することができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項3に記載の発明によれば、案内部に立設した壁部に曲率を持たせて凹曲面としたことにより、転動面となる壁部の内側面において遊技球が往復揺動するので、球見せ時間を長くすることができるとともに、往復揺動が次第に小さくなつて遊技球が中央に集まり易くなる。したがつて、入賞に対する期待感が高まるとともに、遊技の興趣を高めることができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項4に記載の発明によれば、第1状態においては上側壁部の上面が遊技球の転動面として機能するとともに、第2状態において上側壁部と下側壁部との間の停留部に遊技球を停留させ、第1状態に変動した際に停留されていた遊技球を変動入賞装置の下方に配設した入賞口へ向けて一気に流下させ、保留装置のような役割を果たすことができる。したがって、入賞に対する期待感が高まるとともに、遊技の興趣を高めることができる。